

平和・憲法手帳 第2版

～戦争も核もない世界を武蔵野から～



平和祈念像の原型（井の頭自然文化園）

武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会・武蔵野市

表紙の写真 『平和祈念像の原型』 北村 西望氏 作

彫刻家 北村西望氏の代表作「長崎・平和祈念像」は、原爆で亡くなられた犠牲者の冥福を祈り、世界恒久平和への決意の象徴として制作されました。同氏は、井の頭自然文化園内にアトリエを建設し、この平和祈念像の原型を制作しました。このアトリエは現在、井の頭自然文化園彫刻園として一般に開放されています。

武蔵野市では、日本の彫塑界の主導的役割を果たし、文化勲章を受章された北村西望氏に対して、昭和 37 年武蔵野市名誉市民の称号をお贈りしました。

表紙写真提供 (公財) 東京動物園協会



長崎市の平和祈念像



園内にあるアトリエ

発刊にあたって

第二次世界大戦中、市内には東洋一とも言われた軍需工場、中島飛行機武蔵製作所がありました。

昭和19(1944)年11月24日、中島飛行機武蔵製作所はB29戦略爆撃機による初空襲を受けました。以降、終戦までに合計9回の空襲を受け、工場従業員や付近の住民など多くの方が犠牲となりました。

市では、空襲で犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、戦争の記憶を継承し、平和の尊さを次世代につないでいくため、初空襲のあった11月24日を「武蔵野市平和の日」に制定しました。

令和2年度から令和11年度までを計画期間とする武蔵野市第六期長期計画では、従来の「文化・市民生活」の分野名に新たに「平和」を加えるとともに、基本施策として「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げています。

戦後75年を迎え、平和に関する市の取り組みを皆さまに知っていただく機会となるよう、このたび「平和・憲法手帳」を改訂することといたしました。引き続き、平和の大切さをこの武蔵野の地から発信してまいります。

令和3(2021)年3月

武蔵野市長

目 次

発刊にあたって

武蔵野市の概要…………… 3

武蔵野市の平和施策…………… 7

武蔵野市の主な平和事業の取り組み…………… 19

武蔵野市非核都市宣言平和事業と

 憲法月間記念行事の変遷…………… 27

武蔵野の空襲と中島飛行機武蔵製作所…………… 45

日本国憲法…………… 57

世界人権宣言…………… 98

武蔵野市の平和に関する宣言…………… 113

武蔵野市の概要



都立武蔵野中央公園

(元中島飛行機武蔵製作所西工場)

武蔵野市は、公園の緑や整備された交通網、様々な暮らしの要素がコンパクトに凝縮されており、「暮らしやすい街」「住み続けたい街」として内外から高い評価をいただいています。また、吉祥寺、三鷹、武蔵境と3つの駅圏域があり、それぞれの特性を活かしたまちづくりを進めています。



市民参加が基本の「武蔵野方式」により、市民活動も大変活発です。さらに「地域力」を高め、安心して長く暮らせる環境を目指したまちづくりを推進していきます。

市勢データ

面積：10.98 平方キロメートル 人口：147,643 人

世帯数：77,854 世帯 （2021.1.1 現在）



武蔵野市平和の日条例

(平成 23 年 9 月 22 日条例第 23 号)

武蔵野市は、戦禍により犠牲になられた方々を悼み、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、市内に初空襲があった昭和 19 年 11 月 24 日を後世に伝えていくため、ここに武蔵野市平和の日を定め、市民とともに国際相互理解を推進し、恒久平和の実現を目指すことを誓う。

(平和の日)

第 1 条 武蔵野市平和の日（以下「平和の日」という。）は、11 月 24 日とする。

(平和の日事業)

第 2 条 武蔵野市は、平和の日を中心として、平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

11月24日は「武蔵野市平和の日」

戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、市内に初空襲があった昭和19年11月24日を後世に伝えていくため、平成23年に「武蔵野市平和の日条例」を制定しました。

現在、広く市民に武蔵野の空襲の歴史や平和について考えていただく機会として、空襲パネル展や講演会など様々な平和事業を実施しています。

中島飛行機武蔵製作所があった、市立公園「はらっぱむさしの」には、平和の日制定を記念して、長崎市から譲り受けた『被爆クスノキ2世』の苗木と市民の木であるハナミズキを植樹しました。現在も武蔵野市の「平和の木」

として元気に成長しています。

植樹後、平和メッセージを付けた白いハト形の風船を、保育園児や多くの市民とともに、平和の願いを込めて空に放ちました。



武蔵野の空襲パネル展



平和の木 (左：クスノキ、右：ハナミズキ)

戦争体験、空襲の歴史を継承

戦争体験者の高齢化により当時の貴重な記憶や資料が日々失われていくという状況から、戦争体験を収集、記録、保存し、若い世代に継承していくために、これまで「武蔵野から伝える戦争体験記録集」の発行や平和啓発 DVD を作成するとともに、市内の戦争遺跡などに平和案内説明板の設置を行ってきました。

今後、次代を担う若い人たちに平和の尊さや命の大切さ、戦争の悲惨さを伝えていくため、市民の皆様とともに様々な平和事業を実施していきます。



武蔵野から伝える戦争体験記録集、平和・憲法手帳



平和案内説明板

平和交流事業

～平和の尊さを子どもたちにつなぐ～

平成 24 年、平成 27 年、平成 29 年に市内の中高生を「武蔵野市青少年平和交流派遣団」として長崎市へ派遣しました。次代を担う青少年が被爆の実相に触れることで、戦争の悲惨さを直接肌で感じる事ができたと思います。青少年ピースフォーラムでは、全国から集った同世代と平和についての意見交換や交流会を行い、平和・友好の輪を広げることができました。

また、国際理解を相互に深めていくことを目的として、アメリカ合衆国テキサス州ラボック市、大韓民国ソウル特別市江東区(カンドング)、大韓民国忠州市(チュンジュシ)、ロシア連邦ハバロフスク市と青少年相互派遣事

業を行っています。

今後も青少年の平和交流を積極的に推進していきます。



平和ガイドの説明を聞く子どもたち



全国から集った青少年との交流

武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会

平成 19 年度に非核都市宣言 25 周年を迎えたことを機に、市民や学生、平和団体などで組織する「武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会」を設置し、市との共催による、武蔵野の空襲や原爆・平和に関するパネル展、講演会、アニメ上映会などの事業を行っています。



講演会での受付

非核都市宣言平和事業実行委員会の主な活動

◇5月 憲法月間記念行事

講演会、書道・絵手紙の募集・展示・表彰

◇8月 夏季平和事業

写真パネル展、講演会、映画上映、子ども向けの
絵本や紙芝居の読み聞かせ など

◇11月 平和の日イベント

写真パネル展、戦争関連資料展、講演会 など

◇戦争体験の聞き取り調査、戦争体験記録集 の発行など



夏季平和事業



戦争関連資料展

非核都市宣言平和事業実行委員会歴代委員長

平成 19 年度	井口 秀男
平成 20 年度	井口 秀男
平成 21 年度	中里 崇亮
平成 22 年度	中里 崇亮
平成 23 年度	井口 秀男
平成 24 年度	中里 崇亮
平成 25 年度	中里 崇亮
平成 26 年度	中里 崇亮
平成 27 年度	中里 崇亮
平成 28 年度	中里 崇亮
平成 29 年度	中里 崇亮
平成 30 年度	中里 崇亮
令和元年度	中里 崇亮

昭和 60 年度 平和問題懇談会座長 幸島 禮吉

平成 22 年度 平和施策懇談会会長 都留 康子

憲法月間記念行事

5月3日の憲法記念日にちなみ、5月を憲法月間とし、市民の皆様には日本国憲法について関心と認識を深めていただく機会とするため、昭和43年以降、毎年『憲法月間記念行事』を開催しています。

講演や映画上映などのほか、書道や絵手紙の作品募集を行っており、作品は市役所ロビーなどで展示しています。



作品展の様子

武蔵野市の主な 平和事業の取り組み



令和元年度平和の日イベント講演会

武蔵野市の主な平和事業の取り組み (昭和 35 年～令和元年)

年 号	内 容
1960 (昭和 35) 年	6 月 28 日 世界連邦宣言
1969 (昭和 44) 年	<p>11 月 三鷹駅北口に世界連邦 平和像(北村西望作) 建立</p> 
1982 (昭和 57) 年	3 月 29 日 非核都市宣言
1985 (昭和 60) 年	2 月 平和問題懇談会設置 (昭和 61 年 4 月に提言)

年 号	内 容
1986（昭和 61）年	12 月 世界連邦宣言、非核都市宣言の 両宣言板を作成し、武蔵野公会 堂、市民会館に設置
1994（平成 6）年	8 月 武蔵野の空襲から 50 年 都立武蔵野中央公園で「平和を 願う武蔵野市民の会」と共催で 平和祈念式典を開催
1999（平成 11）年	4 月 都立武蔵野中央公園に歴史の碑 を建立、除幕式を開催
2007（平成 19）年	4 月 日本非核宣言自治体協議会加盟 5 月 上記協議会全国大会に参加 ※以降、毎年参加 6 月 非核都市宣言 25 周年記念事業 実行委員会を設置

年 号	内 容
2008（平成 20）年	4 月 非核都市宣言平和事業実行委員会を設置 ※以降、継続設置 8 月 平和市長会議加盟（現平和首長会議）
2010（平成 22）年	5 月 「武蔵野から伝える戦争体験記録集」発行 平和施策懇談会を設置 11 月 市民平和フォーラムを開催（田上長崎市長出席）
2011（平成 23）年	1 月 平和施策懇談会答申 「武蔵野市平和の日」制定などを提言 9 月 武蔵野市平和の日条例制定 11 月 23 日 平和の日制定記念「ピースむさしの未来をひらくつどい」を開催

年 号	内 容
2011（平成23）年	<p>11月24日 長崎市より譲り受けた被爆クスノキ2世とハナミズキの苗を植樹</p> 
2012（平成24）年	<p>7月 世界連邦宣言自治体全国協議会総会・研修会を武蔵野市で開催</p> <p>8月 青少年平和交流派遣団(中高生12名、大学生3名)を長崎市へ派遣</p> <p>11月 「武蔵野から伝える戦争体験記録集第Ⅱ集」を発行</p> <p>11月24日 平和の日イベント「ピースむさしの2012」を開催</p>

年 号	内 容
2013 (平成 25) 年	<p>8月 第8回平和市長会議への参加(広島市)。武蔵野市における平和事業の取り組みの紹介や武蔵野の空襲に関するパネル展を現地で開催</p> <p>11月24日 平和の日イベント「戦争も核もない世界を武蔵野から」を開催</p>
2014 (平成 26) 年	<p>3月 平和啓発DVD「武蔵野の戦争体験を語り継ぐ～平和を願って～」作成</p>  <p>11月24日 「平和の集い～武蔵野の空襲から70年」を都立武蔵野中央公園で開催</p> <p>同日 平和の日イベント「戦争も核もない世界を武蔵野から」を開催</p>

年 号	内 容
2015 (平成 27) 年	<p>3月 平和・憲法手帳発行</p> <p>8月 「武蔵野から伝える戦争体験記録集第Ⅲ集」を発行 青少年平和交流派遣団(中高生8名、大学生2名)を長崎市へ派遣</p> <p>11月23日 平和の日イベント「戦争も核もない世界を武蔵野から」を開催</p>
2016 (平成 28) 年	<p>3月 平和啓発 DVD「戦争体験を語り継ぐ～被爆体験者、シベリア抑留者の声～」作成</p> <p>11月23日 平和の日イベント「戦争も核もない世界を武蔵野から」を開催</p>

年 号	内 容
2017（平成29）年	8月 青少年平和交流派遣団（中高生7名、大学生2名）を長崎市へ派遣 11月23日 平和の日イベント「戦争も核もない世界を武蔵野から」を開催
2018（平成30）年	2月 日本非核宣言自治体協議会役員会・研修会を武蔵野市で開催 11月24日 平和の日イベント「戦争も核もない世界を武蔵野から」を開催
2019（令和元）年	2月 東京空襲資料展（東京都共催）を武蔵野市で開催 11月24日 平和の日イベント「戦争も核もない世界を武蔵野から」を開催

武蔵野市非核都市宣言平和事業と 憲法月間記念行事の変遷



平成 26 年度平和の集い

武蔵野市非核都市宣言平和事業の変遷

年 号	内 容
2007(平成19)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 広島での被爆体験、中島飛行機武蔵製作所への空襲体験講話、パネルディスカッション ● アニメ映画「つるにのって」 ● おはなし会「麦畑になれなかった屋根たち」 ● 学習会「戦場での戦争体験」 谷口末廣氏 ● フィールドワーク ● 写真パネル展 <p>※以降、継続実施</p>
2008(平成20)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習会「戦争も核もない世界を子どもたちに」油井大三郎氏 ● アニメ映画「ガラスのうさぎ」 ● VTR番組「武蔵野の戦争の記憶を尋ねて」作成 ● 記念誌「戦争も核もない世界を子どもたちに」発行 ● 武蔵野市周辺平和マップ発行

年 号	内 容
2008(平成20)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 非核アニメ映画「NAGASAKI・1945 アンゼラスの鐘」上映会 講演 有原誠治氏 被爆体験を語り継ぐ会 ● 平和フィールドワーク武蔵野の戦争の記憶を訪ねて・パートII～田無・柳沢編
2009(平成21)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演「瞳の奥に～私が出会った子どもたち」長倉洋海氏 被爆体験を聞く会 ● 映画「つるにのって」 ● 絵本の読み聞かせ ● 親子ですいとん作り体験
2010(平成22)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演「平和大好き 子どもたち」田沼武能氏 戦争体験を聞く会 ● 映画「ヒロシマに一番電車が走った」 ● 親子ですいとん作り体験

年 号	内 容
2010(平成 22)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民平和フォーラム 講演 長崎市長 平和祈念コンサート ● ボランティアによる北村西望作品の案内 ● 長崎原爆資料館写真パネル展 ● ギャラリートーク ● 平和案内説明板(中島飛行機武蔵製作所工場引き込み線跡)の設置 
2011(平成 23)年	<ul style="list-style-type: none"> ● ギャラリートーク ● 読み聞かせ 絵本「いわたくんちのおばあちゃん」 紙芝居「ギザギザ屋根の中島飛行機」

年 号	内 容
2011(平成 23)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 戦争体験を聞く会 ● 戦争体験座談会 ● 長崎市ピースメッセンジャーの受け入れ ● 平和に関する標語の募集 ● 講演「平和への思い～学徒動員の体験から」羽田澄子氏 ● 講演「11月24日から始まった武蔵野の空襲」牛田守彦氏 ● 合唱 境南小合唱団、PTA ● 横断幕の掲出 ※以降、継続実施 ● 中島飛行機武蔵製作所物語(「季刊むさしの 昭和の武蔵野・番外編」より)の発行 ● 被爆クスノキ2世、ハナミズキを植樹
2012(平成 24)年	<ul style="list-style-type: none"> ● ギャラリートーク ● 朗読劇「嘉代子桜」 ● 読み聞かせ 絵本「せかいていちばんつよい国」 紙芝居「ギザギザ屋根の中島飛行機」

年 号	内 容
2012(平成 24)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 平和案内説明板(関前高射砲陣地跡、平和の木)の設置  <ul style="list-style-type: none"> ● 講演「福島の実況と世界の核汚染～今、私たちにできること～」森住卓氏 ● 解説「11月24日から始まった武蔵野の空襲」牛田守彦氏 ● 講演「父の戦争体験から伝えたいこと～夢をあきらめない～」渡辺えり氏 ● 市民から寄せられた戦争関連資料の展示 ※以降、継続実施 ● 平和啓発品(ノート)の作成

年 号	内 容
2013(平成 25)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 平和案内説明板(中島飛行機武蔵製作所工場引き込み線 橋台跡、中島飛行機武蔵製作所運動場跡)の設置  <ul style="list-style-type: none"> ● 東京空襲パネル展 ● 被爆体験講話と学生による被爆体験継承活動 ● 劇映画「はだしのゲン」 ● 朗読劇「嘉代子桜」 ● ミニアニメ「ヒロシマに一番電車が走った」 ● 読み聞かせ 絵本「まちんと」 紙芝居「さいごのかっぱ」 ● 講演『核兵器のない世界をめざして、第五福竜丸の経験から』 大石又七氏、安田和也氏

年 号	内 容
2013(平成 25)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 朗読「探しています」 ● 図書館ミニトピックスの設置 ※以降、継続実施
2014(平成 26)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 平和案内説明板(中島飛行機武蔵製作所第一青年学校跡、中島飛行機武蔵製作所正門跡)の設置 <div data-bbox="492 500 907 809" style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 映画「アオギリにたくして」 講演 中村里美氏 ● 読み聞かせ 詩の朗読「さがしています」 紙芝居「のぼら」 ● ミニアニメ映画「つるにのって」 ● 平和の集い ● 朗読『麦畑になれなかった屋根たち』市民有志 10名

年 号	内 容
2014(平成 26)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子で武蔵野の戦争遺跡巡り  <ul style="list-style-type: none"> ● 講演「僕はなぜ『麦畑になれなかった屋根たち』を書いたか」 藤田のぼる氏 ● 解説「中島飛行機武蔵製作所と武蔵野の空襲」牛田守彦氏
2015(平成 27)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 映画「ヒロシマ・ナガサキ」 ● 講演「終戦から 70 年～戦争遺跡が語ること～」安島太佳由氏 ● 読み聞かせ 朗読「麦畑になれなかった屋根たち」 紙芝居「かわいそうなぞう」 絵本「お母ちゃんお母ちゃん むかえにきて」

年 号	内 容
2015(平成 27)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 平和案内説明板(東京スタジアムグリーンパーク球場跡、倶会一処の碑)の設置 ● 平和の集い ● 講演「戦争は終わっても終わらない」大石芳野氏 ● 合唱「友だち」「HEIWA の鐘」「ありがとうの花」千川小学校児童
2016(平成 28)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 映画「父と暮せば」 ● 読み聞かせ 紙芝居「かわいそうなぞう」 「ちいちゃんのかげおくり」 桜キッズ ● 映像「戦争体験を語り継ぐ～被爆体験者、シベリア抑留者の声～」 ● 講演「戦争体験者からの証言」 柴田フミノ氏、藤本竹次氏、 大寺正光氏 ● 解説「武蔵野の空襲に関する解説」牛田守彦氏 ● ミニコンサート クミコ氏

年 号	内 容
2017(平成 29) 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 映画「母と暮らせば」 ● 絵本「かわいそうなぞう」 桜キッズ ● 映画「つるにのって」 ● 講演『武蔵野の空襲を探る —近くて遠い「戦争」—』 牛田守彦氏 ● 『戦争の歴史を未来へ伝える ～中島飛行機武蔵製作所に関する 武蔵野ふるさと歴史館の取り 組み～』 武蔵野ふるさと歴史館職員 ● 合唱 むさしのジュニア合唱団 風 <div data-bbox="625 787 919 1009" style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 映像「黒島を忘れないSP」、「N HK鹿児島ニュース映像」 トークショー「中島飛行場と黒 島をつなぐ」小林ちえみ氏、 城戸久枝氏、牛田守彦氏

年 号	内 容
2018(平成 30)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 映画「この世界の片隅に」 ● 読み聞かせ 絵本「かわいそうなぞう」 「ちいちゃんのかげおくり」 桜キッズ ● 武蔵野市内を飛行するB29の 大型写真パネルを作成 ● 三線の弾き語り「島唄」「ていん さぐぬ花」「しまんちゅぬ宝」 入江規夫氏 <div data-bbox="526 623 895 899" style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 講演『知らなかった、ぼくらの戦争』 アーサー・ビナード氏 ● 関連解説『中島飛行機武蔵製作所と空襲』牛田守彦氏 ● 戦時中の食体験

年 号	内 容
2019 (令和元) 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 映画「あの日のオルガン」 ● おしばい『ぞうれっしやがやってきた』青☆組  <ul style="list-style-type: none"> ● 講演「平和を探して生きる—ある作家の体験から—」 早乙女勝元氏 ● 戦時中の食体験 

武蔵野市憲法月間記念行事の変遷

年 号	内 容
1968 (昭和 43) 年～ 1976 (昭和 51) 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会等の記念行事を実施
1977 (昭和 52) 年～ 1978 (昭和 53) 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩自治問題協議会の共催事業として講演会を実施
1982 (昭和 57) 年～ 1985 (昭和 60) 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 憲法記念講演会 ● 憲法記念集会 ● 市民講座 ● 憲法の小冊子配布 など
1986 (昭和 61) 年～ 1988 (昭和 63) 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 作品募集・展示 (書道、絵手紙等) ※以降、継続実施 ● 記念集会 ● 市民討論集会 ● 市民講座 ● 「子どもとおとなの日本国憲法」作成、配布※以降、継続配布
1989 (平成元) 年	<ul style="list-style-type: none"> ● シンポジウム ● 子どものつどい ● 市民討論集会 ● 市民講座

年 号	内 容
1990（平成2）年～ 1998（平成10）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会、映画上映 ● 子どものつどい ● 市民討論集会 ● 市民講座
1999（平成11）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念集会 映画「うしろの正面だあれ」 講演「平和について思うこと」 海老名香葉子氏
2000（平成12）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念集会 音楽 馬頭琴演奏 講演「地球の志～世界の中の 日本の魅力～」 中野良子氏
2001（平成13）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念集会 講演「あしたに伝えたいこ と」大林宣彦氏
2002（平成14）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念集会 講演「自分を信じる～サッカー を通じて感じた世界 の中の日本～」 岡田武史氏
2003（平成15）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念集会 講演「ニッポンた てヨコ斜め～ボクの目から見 た日本人～」 ピーター・フランクフル氏

年 号	内 容
2004（平成16）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念集会 ミニコンサート 講演「希望に向かって生きる ～盲導犬と拓いた私の世界 ～」郡司ななえ氏 ● 横断幕の掲出※以降、継続実施
2005（平成17）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念講演会「安心の老いじたく～安全・安心な暮らしの秘訣～」中山二基子氏
2006（平成18）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念講演会「格差社会をどう生きる～二極化する日本のゆくえ～」山田昌弘氏
2007（平成19）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念講演会「100人の村から憲法をみる」池田香代子氏 ● 子どもとおとなの日本国憲法発行
2008（平成20）年	<ul style="list-style-type: none"> ● 記念講演会「いのちと平和を未来に伝える」鎌田實氏

年度	内 容
2009（平成 21）年	● 記念講演会「語りつぐ平和の 思い～ある作家の体験から ～」早乙女勝元氏
2010（平成 22）年	● 記念講演会「アメリカ社会の 真実と日本の近未来～憲法 が私たちを再びつなぐ」 堤未果氏
2011（平成 23）年	● 記念講演会『ナガサキ 消え たもう一つの「原爆ドーム」 ～平和を伝えていくために ～』高瀬毅氏
2012（平成 24）年	● 記念講演会「命の感受性…人 権・2012」落合恵子氏
2013（平成 25）年	● 記念講演会「明日につなぐ 命」澤地久枝氏
2014（平成 26）年	● 記念講演会『基本的人権と女 性たち～それは「ベアテの贈 りもの」から始まった～』 赤松良子氏、落合良氏 ● 映画「ベアテの贈りもの」
2015（平成 27）年	● 記念講演会『改憲？ 護憲？ 論じる前にちゃんと憲法知 ってはいますか？』 谷口真由美氏

年度	内 容
2016（平成28）年	● 記念講演会『憲法を読む』 木村草太氏
2017（平成29）年	● 記念講演会『くらしと憲法～ 今こそ「憲法の力」をつけよう！～』伊藤真氏
2018（平成30）年	● 記念講演会『平和と安全保障 における市民と自治体―避難を禁じた防空法にも触れて―』水島朝穂氏
2019（令和元）年	● 記念講演会『憲法を学ぶための 基礎知識』青井未帆氏 ● 図書館ミニトピックスの設置



講演会



作品展

武蔵野の空襲と中島飛行機武蔵製作所



1945（昭和 20）年 4 月 7 日の空襲の様子

（工藤洋三氏提供）

昭和19年11月24日から始まった 武蔵野の空襲と中島飛行機

戦前から終戦までの間、武蔵野市には、主にゼロ戦などの航空機用のエンジンを作る「中島飛行機武蔵製作所」という東洋一の規模を誇る軍需工場がありました。この工場の敷地面積は約56万㎡（東京ドーム約12個分）で約5万人の従業員が働いており、日本の軍用機用エンジンの3割がこの工場で作られてい



中島飛行機武蔵製作所 全景（1944.11 米軍撮影）

ました。このため、同製作所は米軍の攻撃目標となり、1944(昭和19)年11月24日、マリアナ基地から飛び立ったB29による本土初の空襲を受けて以降、終戦までに9回もの爆撃を受けました。亡くなった方は工場内だけでも200名を超え、周辺地域では子どもも含め数百名の尊い命が失われました。



武蔵製作所を攻撃する B29 爆撃機 (1945.8.8)

写真中央下が、中島飛行機武蔵製作所

武蔵製作所の空襲被害状況

空襲日	損害 (%)			死者 (人)	負傷 (人)
	建物	設備	機械		
1944.11.24	1	0	2.4	57	75
12.3	5	2	0.1	60	21
12.27	5	2	0.9	8	40
1945.1.9	2	0	0.2	6	8
2.17	25	5	3.2	80	115
4.2	4	0	1.1	3	2
4.7	10	0	0.6	1	1
4.12	10	5	0.5	1	1
8.8	60	80	0	4	3
合計				220	266

武蔵野の空襲と戦争遺跡を記録する会提供



工場めがけて投下される
1トンの爆弾。写真右上は境
浄水場(1945.4.12)

(工藤洋三氏提供)

1945（昭和20）年4月12日の空襲

この日は「春霞（はるがすみ）」のために視界が悪く、「誤爆」が起こります。田無駅北口前、所沢街道北原で100名以上もの一般市民が亡くなりました。関前では1トン爆弾が高射砲陣地を直撃し、兵士ら30名近くが死亡しました。

島津 好江さん（関前在住）の体験談

1945（昭和20）年4月12日の爆撃で、私の実家がある関前の屋敷内に1トン爆弾が11個落ちました。

私の実家は1回目の爆撃でやられたようで、2回目の爆撃は高射砲の陣地に落ちたようです。

高射砲陣地では、一度爆弾がはねた土の山の上に、陣地の兵隊さんたちの死体がありました。死体といってもばらばらで、だれがどうだか分かりませんでしたけれども、その破片が散っていました。とにかく死体がばらばらで、私も歩けなくて震えていました。あのときの爆撃の恐ろしさは忘れられません。

戦時中の武蔵野と

年 号	武蔵野の動き
1937（昭和12）年	
1938（昭和13）年	4月 軍の要請を受け、中島飛行機武蔵野製作所が開設される
1939（昭和14）年	
1941（昭和16）年	1月 三鷹駅 武蔵野口が開設される 11月 海軍の要請を受け中島飛行機多摩製作所が開設され、中島でのゼロ戦エンジンの生産が始まる
1942（昭和17）年	
1943（昭和18）年	10月 武蔵野製作所と多摩製作所を合併し、武蔵製作所に

国内外の動き

国内外の動き
7月7日 盧溝橋事件から日中全面戦争へ
4月1日 国家総動員法の施行
9月1日 ドイツ、ポーランド侵入 第2次世界大戦勃発
12月8日 真珠湾攻撃、太平洋戦争突入
4月18日 B25による東京初空襲 6月5日～7日 ミッドウェー海戦
2月 ガダルカナル島から撤退 10月 学徒出陣

年 号	武蔵野の動き
<p data-bbox="136 237 394 270">1944 (昭和 19) 年</p>  <p data-bbox="136 1038 335 1173">東京空襲のため 基地から飛び立つ B29 爆撃機 (工藤洋三氏提供)</p>	<p data-bbox="433 237 491 270">4 月</p> <p data-bbox="433 282 741 315">学徒勤労働員が始まる</p> <p data-bbox="433 327 491 361">9 月</p> <p data-bbox="433 372 936 449">成蹊学園、生徒・児童の集団疎開 開始</p> <p data-bbox="433 461 578 495">11 月 24 日</p> <p data-bbox="433 506 936 722">サイパン・テニアンより発進した B29 爆撃機 111 機 (写真下) の うち 24 機が中島飛行機武蔵製作所 を空襲 (武蔵野初空襲の日) 工場内での死者 57 名・負傷者 75 名</p> <p data-bbox="433 733 563 767">12 月 3 日</p> <p data-bbox="433 778 588 812">第 2 回空襲</p> <p data-bbox="433 824 933 857">勤労働員学生に多くの犠牲者が出る</p> <p data-bbox="433 869 578 902">12 月 27 日</p> <p data-bbox="433 914 588 947">第 3 回空襲</p> <p data-bbox="433 959 681 992">中島付属病院壊滅</p>

国内外の動き

6月6日

連合軍ノルマンディーに上陸

6月16日

中国・成都を発進した B29 爆撃機約 50 機が北九州・
八幡製作所を空襲

7月9日

サイパン島陥落

8月2日

テニアン島陥落

10月10日

那覇空襲

10月20日

米軍レイテ島上陸

10月24～25日

レイテ沖海戦

10月25日

神風特別攻撃隊の初攻撃

12月13日

名古屋、B29 による初空襲

12月19日

大阪初空襲

年 号	武蔵野の動き
<p data-bbox="168 176 425 205">1945（昭和20）年</p>  <p data-bbox="189 966 381 1020">原爆模擬爆弾 （工藤洋三氏提供）</p>	<p data-bbox="467 176 586 205">1月9日</p> <p data-bbox="462 219 619 248">第4回空襲</p> <p data-bbox="467 263 601 292">2月17日</p> <p data-bbox="462 307 619 336">第5回空襲</p> <p data-bbox="462 350 940 430">米軍の硫黄島進攻作戦に合わせた 海軍艦載機による空襲</p> <p data-bbox="467 445 586 474">4月1日</p> <p data-bbox="462 489 938 569">中島飛行機、第一軍需工廠となり、 事実上国営化</p> <p data-bbox="467 583 586 612">4月2日</p> <p data-bbox="462 627 619 656">第6回空襲</p> <p data-bbox="462 671 940 700">夜間空襲、時限爆弾・照明弾を使用</p> <p data-bbox="467 714 586 744">4月7日</p> <p data-bbox="462 758 868 787">第7回空襲 1トン爆弾が投下</p> <p data-bbox="467 802 601 831">4月12日</p> <p data-bbox="462 845 619 875">第8回空襲</p> <p data-bbox="462 889 940 969">田無駅周辺だけでも死者 53 名の 大きな被害</p> <p data-bbox="467 984 601 1013">7月29日</p> <p data-bbox="462 1027 940 1108">柳沢（西東京市）に原爆模擬爆弾 投下（写真左）</p> <p data-bbox="467 1122 586 1151">8月8日</p> <p data-bbox="462 1166 619 1195">第9回空襲</p>

国内外の動き

2月4日～11日

ヤルタ会談

2月19日

米軍、硫黄島上陸作戦開始

3月10日

東京下町大空襲

3月26日

硫黄島陥落

4月1日

米軍、沖縄本島に上陸作戦開始

5月8日

ドイツ降伏

6月23日

沖縄戦終結

7月26日

ポツダム宣言発表

8月6日

広島に原爆投下

8月8日

ソ連、対日参戦

8月9日

長崎に原爆投下

8月15日

終戦（ポツダム宣言受諾）

子どもとおとなの日本国憲法

武蔵野市では、昭和 61 年に市民の皆様には憲法に対する理解を深めてもらうために、小中学生にも大人にも読みやすい冊子「子どもとおとなの日本国憲法」を発行しました。

みなさんは、憲法というのはどんなものかごぞんじですか。人びとがお互いに人権を尊重すること、民主主義を実行すること、平和を愛する心をもって世界中の人びとと交流していくこと。

憲法に書かれているこれらのことは、日本の国の進んでいくべき道をさし示しています。また、私たちの毎日のくらしの目標でもあります。

憲法は、私たちの理想と抱負をおりこんだ一番大事な法典なのです。

そして、憲法には、自分たちの住んでいる市は、自分たちでおさめていくという考え方が書かれています。これを「地方自治」といいます。武蔵野市の政治は、武蔵野市民が決めています。市民の代表として、市長や市議会議員が選ばれるのはそのためです。

わたしたち武蔵野市民は、憲法によって決められた自治のこのころを守って、みんなが住みやすい、平和で豊かなまちづくりをしているところです。

子どももおとなもひとりのこらず憲法を知ってほしいと思います。

「子どもとおとなの日本国憲法」より一部抜粋

日本国憲法



「子どもとおとなの日本国憲法」

日本国憲法

(昭和 21 年 11 月 3 日公布、昭和 22 年 5 月 3 日施行)

(前文) 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

[天皇の地位と主権在民]

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

[皇位の世襲]

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

[内閣の助言と承認及び責任]

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

[天皇の権能と権能行使の委任]

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

- 2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

[摂政]

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

[天皇の任命行為]

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

- 2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

[天皇の国事行為]

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。

- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の
任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任
状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復
権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書
を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

[財産授受の制限]

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

[戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認]

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

[国民たる要件]

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

[基本的人権]

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

[自由及び権利の保持義務と公共福祉性]

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

[個人の尊重と公共の福祉]

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

[平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界]

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

[公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障]

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

[請願権]

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の

事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

[公務員の不法行為による損害の賠償]

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

[奴隷的拘束及び苦役の禁止]

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

[思想及び良心の自由]

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止]

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

[裁判を受ける権利]

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

[逮捕の制約]

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

[抑留及び拘禁の制約]

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

[侵入、搜索及び押収の制約]

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権

利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

[拷問及び残虐な刑罰の禁止]

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

[刑事被告人の権利]

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自ら

これを依頼することができないときは、国でこれを附する。

[自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界]

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

[遡及処罰、二重処罰等の禁止]

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第4章 国会

〔国会の地位〕

第41条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

〔二院制〕

第42条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

〔両議院の組織〕

第43条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

〔議員及び選挙人の資格〕

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔衆議院議員の任期〕

第45条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕

第46条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

〔議員の選挙〕

第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

〔両議院議員相互兼職の禁止〕

第48条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

〔議員の歳費〕

第49条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

〔議員の不逮捕特権〕

第50条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

〔議員の発言表決の無答責〕

第51条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

〔常会〕

第52条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

〔臨時会〕

第 53 条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕

第 54 条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

[資格争訟]

第 55 条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

[議事の定足数と過半数議決]

第 56 条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

[会議の公開と会議録]

第 57 条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるも

の以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

- 3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

[役員を選任及び議院の自律権]

第58条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

- 2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

[法律の成立]

第59条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

- 2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- 3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
- 4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

[衆議院の予算先議権及び予算の議決]

第 60 条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

- 2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議

決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔条約締結の承認〕

第 61 条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

〔議院の国政調査権〕

第 62 条 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

〔国務大臣の出席〕

第 63 条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

〔弾劾裁判所〕

第 64 条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第 5 章 内閣

〔行政権の帰属〕

第 65 条 行政権は、内閣に属する。

〔内閣の組織と責任〕

第 66 条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名〕

第 67 条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔国務大臣の任免〕

第 68 条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

[不信任決議と解散又は総辞職]

第 69 条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

[内閣総理大臣の欠缺又は総選挙施行による総辞職]

第 70 条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

[総辞職後の職務続行]

第 71 条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

[内閣総理大臣の職務権限]

第 72 条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

〔内閣の職務権限〕

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係进行处理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

〔法律及び政令への署名と連署〕

第74条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

〔国务大臣訴追の制約〕

第75条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕

第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

- 3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

[最高裁判所の規則制定権]

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

- 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

[裁判官の身分の保障]

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕

第79条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

[下級裁判所の裁判官]

第 80 条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることがができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

[最高裁判所の法令審査権]

第 81 条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

[対審及び判決の公開]

第 82 条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、

対審は、公開しないでこれを行ふことができる。
但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政

〔財政処理の要件〕

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

〔課税の要件〕

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

〔国費支出及び債務負担の要件〕

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

[予算の作成]

第 86 条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

[予備費]

第 87 条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

[皇室財産及び皇室費用]

第 88 条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

[公の財産の用途制限]

第 89 条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛

の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〔会計検査〕

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

〔財政状況の報告〕

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

[一の地方公共団体のみに適用される特別法]

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第9章 改正

[憲法改正の発議、国民投票及び公布]

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

[基本的人権の由来特質]

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

[憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守]

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

[憲法尊重擁護の義務]

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第 11 章 補則

[施行期日と施行前の準備行為]

第 100 条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

[参議院成立前の国会]

第 101 条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

[参議院議員の任期の経過的特例]

第 102 条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

[公務員の地位に関する経過規定]

第 103 条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

世界人権宣言



世界人権宣言（英語）のポスターを持つエレノア・ルーズベルト
1949年12月，ニューヨーク州サクセス湖にて。

（ルーズベルト大統領図書館 CC BY 2.0）

Eleanor Roosevelt holding poster of the Universal
Declaration of Human Rights (in English), Lake Success,
New York. November 1949.

（FDR Presidential Library & Museum CC BY 2.0）

世界人権宣言（全文）

※1948年12月10日国連総会で採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権に

ついでに信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる

差別に対しても、また、そのような差別をそそのかす
いかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を
有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本
的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判
所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されるこ
とはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対す
る刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁
判所による公正な公開の審理を受けることについて
完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって、宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべての人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の

意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2 何人も、結者に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保護される投票手続きによって行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

第二十三條

- 1 すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的な保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなけ

ればならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

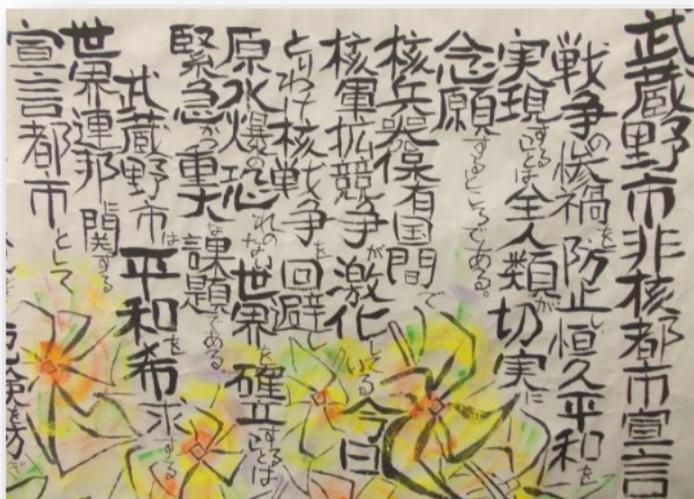
第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に徒事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

武蔵野市の平和に関する宣言



武蔵野市非核都市宣言（市民より寄贈）

世界連邦に関する宣言

武蔵野市は、世界の恒久平和と人類永遠の繁栄を保障する世界連邦の建設に同意し、武力国家の対立を解消して、英知と友愛に基づく世界の新しい秩序の実現を希求する。人類最初の原爆被災国として、また戦争放棄を憲法に明記した国として提唱し得る最適の立場にあることを確信し、この宣言を行ない、他の宣言都市と相携えて、世論を喚起し、これを国政に反映せしめ、速やかに国家宣言を行うと共に、進んで現行の国連憲章の改正により世界連邦の実現を期するものである。右宣言する。

昭和35年6月28日

武蔵野市議会

武蔵野市非核都市宣言

戦争の惨禍を防止し、恒久平和を実現することは、全人類が切実に念願するところである。

核兵器保有国間で核軍拡競争が激化している今日、とりわけ核戦争を回避し、原水爆の恐れのない世界を確立することは、緊急かつ重大な課題である。

武蔵野市は、平和を希求する世界連邦に関する宣言都市として、人間が人間を滅ぼす危険を防ぎ、人類永遠の平和を樹立するため、非核三原則の完全実施を願い、最大限の努力を傾注するものである。

ここに、われわれは、平和のために貢献する決意を表明するとともに、武蔵野市が非核都市となることを宣言する。

昭和 57 年 3 月 29 日

武蔵野市議会

市立武蔵野ふるさと歴史館

武蔵野市境 5-15-5

TEL0422-53-1811

市の歴史を未来へ継承するとともに、地域の歴史を学び、歴史資料を媒体とした市民交流の拠点としての機能を提供するため、平成26年12月にオープンしました。

考古資料、古文書、民俗資料、歴史公文書等に加え、戦争の惨禍と平和の大切さを地域の視点から伝えることを目的に、中島飛行機関係資料をはじめとした市内の爆撃や、戦時下の市民生活に関する資料を調査し、収集、保存、展示しています。



裏表紙のイラスト

このイラストは、非核都市宣言 30 周年を記念して、平成 24 年度に作成しました。平和の日制定時に、市立公園「はらっぱむさしの」に植樹した武蔵野市平和の木をイラスト化しています。

左：クスノキ（長崎市から譲り受けた被爆クスノキ 2 世）

右：ハナミズキ（武蔵野市市民の木）

平和・憲法手帳

平成 27 年 3 月 初版

令和 3 年 3 月 第 2 版

発行 武蔵野市

編集 武蔵野市緑町 2 - 2 - 28

武蔵野市市民部市民活動推進課

TEL0422-60-1829

印刷：前田印刷株式会社



武蔵野市